

砂川市告示第 2 4 号

公 告

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 10 条の規定により、告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

1. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和 7 年 4 月 1 日